

《引き上げ分の地方消費税と社会保障関係経費》

地方消費税率引き上げ分に係る増収分（217億円）は、その全額を社会保障関係経費に充当しています。

1 引き上げ分の地方消費税 約217億円

① 地方消費税（県税として直接収入）	305億円
② 都道府県からの清算金収入	792億円
③ 都道府県への清算金支出	301億円
④ 清算後の地方消費税（①+②-③）	796億円
⑤ 引き上げ分の地方消費税 （④×12/22）	434億円
⑥ 市町村への交付金（⑤×1/2）	217億円
※ 地方消費税率引き上げ分に係る増収額（⑤-⑥）	217億円

2 社会保障関係経費 約1,386億円（うち一般財源1,239億円）

【主な事業の予算額と増減額】

（単位：億円）

事業名	令和3年度当初予算額		平成25年度当初予算との増減額	
	総額	一般財源	総額	一般財源
介護給付費県負担金交付事業	254	254	30	30
後期高齢者医療給付費負担金	229	229	23	23
子どものための教育・保育給付費	169	169	122	122
障害福祉サービス費等負担事業	120	120	47	47
国保基盤安定負担金	72	72	16	16
生活保護費	37	9	5	1
地域医療介護総合確保基金積立金	31	10	31	10
障害児施設給付等支給・障害児施設措置事業	45	40	39	36
社会保障関係経費 計	1,386	1,239	249	267

※「子どものための教育・保育給付費」の増減額は、平成25年度（2013年度）の「市町村に係る保育所運営費の負担金」と比較